

## 平成26年度南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第2号）

招集年月日 平成26年4月11日  
 招集の場所 南大隅町議会議事堂  
 開 会 平成26年4月11日 午前9時10分

開 議 平成26年9月16日 午前10時00分

### 応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	11番 欠席 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	12番 川原 拓郎 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	13番 大村 明雄 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし  
 出席議員 10名  
 欠席議員 1名 11番 大内田 憲治 君

### 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	尾辻 正美 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	神川 和昭 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	川辺 和博 君
支所長	田中 明郎 君	建設課長	石走 和人 君
会計管理者	小田 清典 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
企画振興課長	竹野 洋一 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
財産運用課長	伊比礼 純一 君	財政第1係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (8番) 大久保 孝司 君 (9番) 井之上 一弘 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成26年9月16日 午前10時47分

## ▼ 開 議

### 議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。

## ▼ 日程第1 議案第18号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件

### 議長（大村明雄君）

日程第1 議案第18号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

### 町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第18号は、南大隅町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本案は、過疎地域自立促進計画に定める本年度以降の事業計画におきまして、「産業の振興」に、「漁業経営近代化施設整備事業、畜養殖用施設」及び「水産物供給基盤機能保全事業、計画策定、浮漁礁設置、荷捌所（にさばきじょ）整備」を、「生活環境の整備」に「長寿命化機能強化対策事業」を、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に「子育て支援特別手当」、「子ども医療費助成」、「保育所保護者負担金軽減事業」を、「教育の振興」に「中学校校舎整備事業」、「中学校校内整備事業」を、「その他地域の自立促進に関し必要な事項」に「小学校跡地整備事業」をそれぞれ追加するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

なお本案につきましては、県関係機関と協議済みであることを申し添えます。

### 議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

### 7番（水谷俊一君）

今、町長おっしゃったとおりの事業が、項目が加えられた訳ですけれども、加えられたという事は、基本的に過疎対策事業債を使いながらこの事業を行っていくという考え方でよろしいですか。

### 町長（森田俊彦君）

企画振興課長に答弁させます。

### 企画振興課長（竹野洋一君）

その通りでございます。

基本的には計画全体にですね組み込む事によって、この過疎計画に組み込む事によって、事業として認められるという事で入れております。

**議長（大村明雄君）**

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第18号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第2 議案第19号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件

**議長（大村明雄君）**

日程第2 議案第19号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

**町長（森田俊彦君）**

議案第19号は、南大隅町辺地総合整備計画の変更についてであります。

本案は、辺地総合整備計画を変更するもので、折山辺地については、「馬籠・松山線改良舗装事業」の単価変更等による事業費の変更、郡辺地については、「古里・竹之浦線改良舗装工事」の事業費見直しによる事業費の変更、大中尾辺地については、「町道白木原・別府線道路改良舗装工事」の全体見直しによる事業費の変更、「竹野橋改修事業」及び「高田橋改修事業」についても、それぞれ事業費を変更するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

なお本案につきましては、県関係機関と協議済みであることを申し添えます。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第19号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第3 議案第20号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の  
変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第20号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の  
変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第20号は、鹿屋市と南大隅町の間において、平成21年10月6日に締結した「大  
隅定住自立圏形成協定の変更」についてであります。

本案は、大隅圏域の課題解決に向け、現行の図書館ネットワーク整備等の取り組みの充  
実に加え、定住自立圏構想における新たな取り組みとして、圏域医療体制の充実・確保、  
認知症支援体制の整備、大隅ブランドの確立、6次産業化の推進、鳥獣害対策の推進、再  
生可能エネルギー導入の促進、交流人口増加のための交通ネットワークの構築、圏域への  
誘客の促進、定住・移住の促進、高規格道路等整備促進等を追加し、鹿屋市と南大隅町と  
の間において締結した、定住自立圏形成協定の見直し変更をすることにより、定住自立圏  
構想の取り組みを、一層強力に推進していくものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の  
変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第4 議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- ▼ 日程第5 議案第22号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- ▼ 日程第6 議案第23号 南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

### 議長（大村明雄君）

日程第4 議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件から、日程第6 議案第23号 南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件まで、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

### 町長（森田俊彦君）

ただ今、一括提案となりました、議案第21号から議案第23号までの3件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、

議案第22号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、

議案第23号 南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、

以上、3議案につきましては、「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、国の基準に合わせ、本町の基準とすることを定めるものであります。

また、条文の一部修正については、錦江町とも協議を行い、12名の有識者で構成する、「南大隅町子ども・子育て会議」の中で承認を受けたものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

### 介護福祉課長（水流祥雅君）

議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例制定、これについての補足説明を申し上げます。

まず今回の主旨でございますが、今後、保育園並びに幼稚園を一元化した「認定子ども園」推進に対応できるよう、県においても「幼保連携係」を設置するなど準備が進められております。

但し、このことについてはあくまでも強要するものではございませんで、あくまでも個々の施設としての意向が重要視・尊重されるものでありますが、今後の地域のニーズに合わせて対応できるよう条例で環境の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案第22号でございますが、南大隅町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

主旨についてでございますが、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備、運営を定めるものでございます。

たとえば、23条3項では自園式で3名まで、また5名まで簡易に保育できるシステムなど保育環境の充実化を図れることとするものでございます。

次に、議案第23号でございますが、南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について補足説明いたします。

主旨について申し上げますが、第18条では夏休み等の休業日における開所時間を1日8時間、休業日以外を3時間、また年間250日以上とするなど、これまで実施要綱にとどめていたものを条例化するというものでございます。

以上、ご審議、ご決定方よろしくお願い申し上げます。

#### 議長（大村明雄君）

議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### 7番（水谷俊一君）

今、町長の説明の方でも国の基準に基づいてというお話もございましたが、ほとんどの項目が国の基準どおりだろうと思います。町独自で、町独自での基準というものを定められた経緯がありますか。

#### 町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

#### 介護福祉課長（水流祥雅君）

町独自でという事は、まだございません。以上です。

#### 7番（水谷俊一君）

町長、今の我が町の現状、子供の数を考えた時に今給付をされてますね、幼稚園・保育園・学童であったり、給付をされてるんですが、先程もありましたように、また新たにこの要件に合致する株式会社なりどこなりが、幼稚園・保育園を、子供園なり、町内に設立しようとした時に、ある程度今ある中で、どうか子供の数がどうかというのを考えた時に、

認められるかどうかという部分も出てくると思うんです。

先程、今聞いたのも町独自の判断という部分も、これはほとんど足りないから増やすという考え方で国は動いていると思うんですね、こういう施設を。我が町はこれと同じかどうかという部分もあるんですが、今回の条例に関してじゃないんですけども、町長の考えとして、それを認可していった方が良くと思うのか。やはり、町独自でそういう部分を判断していった方がいいのか、分かる範囲でいいですが、質問致します。

#### 町長（森田俊彦君）

議員のおっしゃられる部分でいうと、今の国の状況というのは待機児童を何とかという解消の意味だというふうに理解している訳でございますけれども、ただ、今こういう過疎高齢化少子化が進む現状としては、逆に言うと、統廃合、幼保一環保育という、そちらの方に進むのではなかろうかという、社会情勢であろうかというふうに捉えております。

仮に、そういう民間の方もしくは第三者の方々が、今後参入をという事になれば、その状況の中で考えなければならないかというふうに思っておりますけれども、ただ、今の状況では、文科省と厚生省の区別が今回一体化するという時点で考えると、合致すればそこでまた考えなければならぬだろうというふうには考えます。

#### 議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）



異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

議案第22号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 南大隅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

議案第23号 南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第23号 南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 南大隅町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第7 議案第24号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

日程第7 議案第24号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

**町長（森田俊彦君）**

議案第24号は、南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、南大隅町簡易水道統合計画に基づき、佐多地区の6簡易水道事業の経営を、佐多中央地区簡易水道事業に一元化することについて、水道法第10条の規定により、事業変更が認可されたことに伴い、本条例（別表第1）の給水区域等に関する所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

**建設課長（石走和人君）**

それでは、議案第24号の補足説明を致します。

改正内容でございますけれども、佐多地区の簡易水道の経営につきまして、水道法第10条の規定により、事業変更が許可されたことに伴い、本条例の別表第1、第2条の給水区

域に関する所要の改正を行うものでございます。

統合計画に基づき、佐多地区にある6簡易水道事業の経営を、佐多中央地区簡易水道事業に一元化する変更許可に伴い、辺塚地区・大中尾地区・菖栄地区・郡地区・島泊地区の5簡易水道事業を廃止し、廃止する5簡易水道事業の給水区域を、佐多中央地区簡易水道事業の給水区域に統合する所要の改正を行うものでございます。

また、この改正条例は、水道法第10条の規定による厚生労働大臣の認可の日から施行することとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議、ご決定方お願い申し上げます。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

**議長（大村明雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 8 議案第 25号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について

▼ 日程第 9 議案第 26号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第2号）について

- ▼ 日程第10 議案第27号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第11 議案第28号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第12 議案第29号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第13 議案第30号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

#### 議長（大村明雄君）

日程第8 議案第25号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について

日程第9 議案第26号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第27号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第28号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第29号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第30号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

以上、6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

#### 町長（森田俊彦君）

議案第25号は、平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千3百28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7千5百2万5千円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算では、歳出予算に「社会保障・税番号制度システム改修等負担金」、「口蹄疫等に備え、消毒ゲート等の備品購入費」、「資源リサイクル畜産環境整備事業負担金」、「おもてなし特産品等移動販売車の購入」、「町道支障木伐採事業委託料」等の計上及び人事異動に係る人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金等の予算を計上したものであります。

次に、議案第26号は、平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千8百87万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千6百64万7千円とするものであ

ります。

今回の主な補正は、基金積立金の計上及び療養給付費等交付金の返納等であります。

次に、議案第27号は、平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8百91万円とするものであります。

今回の補正は、「針馬場水源 新用地登記調査委託料」及び「針馬場水源再構築に係る簡易水道事業債」の計上等であります。

次に、議案第28号は、平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千7百17万円とするものであります。

今回の主な補正は、郡診療所医師住宅車庫シャッターの修繕料等の計上でございます。

次に、議案第29号は、平成26年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千92万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千7百66万2千円とするものであります。

今回の主な補正は、介護支援専門員の報酬、高齢者の見守り訪問事業に係る謝金、認知症初期集中支援チーム員研修旅費及び過年度精算による、支払基金・国・県補助金の返納金等の計上であります。

次に、議案第30号は、平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4百82万9千円とするものであります。

今回の補正は、TRY-Xシステム改修に伴う印刷製本費の計上でございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

### 総務課長(石畑博君)

それでは、一般会計の方をお願い申し上げます。

議案第25号 平成26年度南大隅町の一般会計補正予算(第7号)についてご説明致します。

まず、1ページでございます。

議案第25号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第7号)、平成26年度南大隅町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千3百28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3千5百2万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、まず、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税に今回の補正に係る全体的な財源調整として普通交付税3千5百20万2千円を計上。

次に、12款 分担金及び負担金 2項 負担金 4目 農林水産業費負担金に5千7百37万7千円を計上、これは主なものは、資源リサイクル畜産環境整備事業に係る受益者負担金5千6百86万2千円でございます。

次の14款 国庫支出金から8ページの15款 県支出金までは、それぞれの事業に係る負担金、補助金、委託金の計上を致しております。

主なものとしましては、7ページの14款 国庫支出金 1項 国庫負担金に、災害復旧費国庫負担金として、2百67万6千円、同じく14款 国庫支出金の2項 国庫補助金 5目 総務費国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金として2百5万1千円。

8ページになりますが、15款 県支出金 2項 県補助金 4目 農林水産業費補助金に、地域重要疾病防疫体制確立事業補助金百92万1千円、商工費補助金に、半島特定地域元気おこし事業補助金9百万円等でございます。

次の9ページをお願い致します。

歳出でございますが、まず、今回、人事異動に伴う予算の調整を各費目で行っております。

次に、2款 総務費 1項 総務管理費 3目 電算管理費に社会保障・税番号制度システム改修等負担金として2百3万5千円、7目 自治振興費に地域振興施設整備事業の補助金として2百万円を追加。

10ページをお願い致します。

上段の10目 諸費に障害者医療費等の国県支出金の過年度分精算返納金として、償還金3百89万1千円を計上。

13ページをお願い致します。

上段の4款 衛生費 1項 保健衛生費 4目 合併浄化槽推進費に浄化槽設置等に係る補助金として、3百66万円を追加、次の5款 農林水産業費 1項 農業費 6目 畜産業費に口蹄疫等への備えとして、消毒機材等購入のため、需用費88万3千円、備品購入費に3百27万3千円を計上。

次14ページでございますが、同じく6目 畜産業費に資源リサイクル畜産環境整備事業負担金5千6百86万2千円を計上致しております。

15ページをお願い致します。

6款 商工費 1項 商工費 3目 観光費におもてなし特産品等移動販売車の購入費用として備品購入費8百万円、最下段になりますが、7款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路維持費に町道に係る支障木の伐採事業として、委託料8百90万円。

続きまして16ページでございますが、上段、7款 土木費 5項 港湾費 1目 港湾管理費に県の根占港整備交付金事業への負担金2百83万2千円を計上致しております。

次、18ページをお願い致します。

中段以降になりますが、10款 災害復旧費にこれまでの豪雨により発生しました災害箇所への復旧費用として、農業用施設災害復旧費に百5万1千円、農地災害復旧費に5万円、道路橋梁災害復旧費に3百万円をそれぞれ計上致したところでございます。

一般会計は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

## 町民保健課長（馬見塚大助君）

次に南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明致します。

1 ページをお開きください。

議案第26号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、平成26年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千8百87万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4千6百64万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。まず、歳入でございますが、主なものにつきましてご説明致します。

4 款 療養給付費等交付金 1 目 療養給付費等交付金に、過年度分1千5百30万1千円を計上いたしております。25年度分の額の確定による追加交付でございます。

10 款 繰越金 1 目 療養給付費等交付金繰越金に、5百59万6千円を計上致しております。

10 款 繰越金 2 目 その他繰越金に、1千7百52万8千円を計上致しております。

7 ページをお願い致します。歳出につきまして、主なものをご説明致します。

9 款 基金積立金 1 目 基金積立金の25 積立金 3千2百82万8千円を計上致しております。

11 款 諸支出金 7 目 償還金の23 償還金利子および割引料 5百59万6千円を計上致しております。療養給付費等の返納金でございます。

以上でございます。ご審議、決定いただきますようお願い致します。

## 建設課長（石走和人君）

それでは、町簡易水道特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き下さい。

議案第27号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、平成26年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8百91万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正(変更)、起債の目的 簡易水道事業、補正前の限度額1億4千4百20万円を、補正後の限度額1億5千8百40万円に、1千4百20万円増額するものがございます。これは、根占中央地区簡易水道事業 針馬場水源再構築に係る増額でございます。起債の方法・利率・償還の方法は、補正前に同じでございます。

7 ページをお開きください。歳入・歳出につきましては、主なものだけご説明申し上げます。

2. 歳入、歳入の補正の主なものは、針馬場水源再構築に係る簡易水道事業債の計上な

どによる予算の組み替え等を行うものでございます。

4款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金は、1千3百95万3千円を減額補正、7款 町債 1項 1目 簡易水道事業債は、1千4百20万円の増額補正をするものでございます。

8ページをお開きください。

3. 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 11節 需用費 印刷製本費 7万2千円を計上しています。これは、水道使用料納付書の印刷でございませ

2目 簡易水道管理費 13節 委託料 18万7千円を計上しています。針馬場水源地の用地買収に係る登記調査委託料をお願いするものでございませ

以上で議案第27号に関する説明を終わります。よろしくお願い致します。

### 支所長（田中明郎君）

議案第28号の説明をさせていただきます。

議案第28号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第3号)、平成26年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千7百17万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

4款 繰越金 1目 繰越金 前年度繰越金に32万9千円を計上するものであります。

7ページをお開き下さい。歳出でございませ

第1款 総務費 1目 辺塚診療所一般管理費、これは共済費の5千円を計上するものであります。2目 大泊・郡診療所一般管理費に社会保険料等5千円、それと郡診療所医師住宅車庫の自動シャッターのセンサーを取り換えるための費用32万4千円計上するものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

### 介護福祉課長（水流祥雅君）

次に議案第29号をお願い致します。1ページをお開き下さい。

平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第2号)についてであります。平成26年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千92万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千7百66万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開き下さい。

今回の補正予算は、3款 地域支援事業 1項 介護予防事業費として、高齢者元気度アップポイント事業を76万2千円計上しております。また、2項 包括支援任意事業費と致しまして、ケアプラン作成嘱託員雇用に係る予算、百24万2千円、また厚生労働省事業の延長でもございませ



6 ページをお願い致します。

財源といたしまして、地域支援事業に伴う支払基金交付金、国・県の交付金等を計上致し、不足分につきましては基金繰入れ並びに繰越金等を充当したものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

#### 経済課長（尾辻正美君）

下水道事業特別会計補正予算をお願い致したいと思います。1 ページをご覧ください。

議案第30号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、平成26年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4百82万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開き下さい。

歳入でございますが、今回補正の財源と致しまして、繰越金6万円を計上しております。

7 ページをご覧くださいと思います。

歳出といたしまして、第1款 総務費 第1項 総務管理費 1目 農業集落排水事業費に、需用費6万円を計上しております。TRY-Xシステム改修に伴う納付書印刷経費でございます。

以上、よろしくお願い致します。

#### ▼ 散 会

#### 議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月25日は午前10時から本会議を開きます。

9月18、19日は、各常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会 : 平成26年9月16日 午前10時47分